

別表

1 事業名	2 対象事業	3 対象者	4 基準額	5 補助率	6 対象経費
(1) 介護人材就業促進事業	介護分野への新規就業を促進するために実施する以下の事業 ① 小学生等を対象にした福祉・介護体験や老人ホームへの訪問 ② 中高生やその保護者、進路指導担当教員等を対象にした進路相談や介護福祉士養成施設等への訪問 ③ 大学生を対象にしたインターンシップ制度を活用した就業体験や現役職員との意見交換 ④ 介護を必要としない高齢者や主婦等を対象にしたボランティア体験や福祉・介護セミナー ⑤ 介護職員を対象とした合同入職式	介護福祉士養成施設、社会福祉協議会等の知事が適当と認めた法人・団体	1,000千円を上限とし、知事が必要と認めた額	10/10	報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費、消耗品費、燃料費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、損害保険料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金及び補助金
		市町村		3/4	
(2) 就業促進のための研修支援事業	ア 以下の研修受講料に対し助成を行う事業 ① 介護職員初任者研修 ② 介護福祉士実務者研修 ③ 生活援助従事者研修 ④ その他の就業促進に資すると知事が認めた研修 ※他の補助制度による助成を受けている場合を除く。	市町村	①初任者研修 1人あたり50千円 ②実務者研修 1人あたり100千円 ③生活援助従事者研修 1人あたり25千円 ※①～③の補助基準額は、上記の額と受講費用の実費半額とを比べて低い方の額 ④その他の就業促進に資する研修 （受講料の半額）×人数	3/4	負担金及び補助金

	イ 以下の研修を実施する事業(委託により実施する場合を含む。) ① 介護職員初任者研修 ② 介護福祉士実務者研修 ③ 生活援助従事者研修 ④ その他の就業促進に資すると知事が認めた研修 ※他の補助制度による助成を受けている場合を除く。	市町村	3, 0 0 0千円を上限とし、知事が必要と認めた額	3 / 4	報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費、消耗品費、燃料費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、損害保険料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金及び補助金
(3) 潜在有資格者等再就業促進事業	① 離職した介護福祉士等の介護分野への再就業が円滑に進むよう、掘り起こしや実態把握を行うための事業 ② 離職した介護福祉士等の介護分野への再就業が円滑に進むよう、介護サービスの知識や技術等を再確認するための研修 ③ 他分野からの離職者の介護分野への再就業を支援するため、介護の仕事の魅力とやり甲斐を学び、実際の介護現場を知るための職場体験	介護福祉士養成施設、社会福祉協議会等の知事が適当と認めた法人・団体	1, 0 0 0千円を上限とし、知事が必要と認めた額	1 0 / 1 0	報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費、消耗品費、燃料費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、損害保険料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金及び補助金
		市町村		3 / 4	

(4) 介護人材マッチング機能強化事業	介護分野への就業を希望する者や関心を持つ者を実際の就業や定着に繋げるために実施する以下の事業 ① サービス種別や地域ごとに実施する合同面接会の実施 ② 入職者に対して介護の仕事に馴染めるようフォローする事業	介護福祉士養成施設、社会福祉協議会等の知事が適当と認めた法人・団体	1,000千円を上限とし、知事が必要と認めた額（ただし、複数市町村を対象とした事業に限る。）	10 / 10	報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費、消耗品費、燃料費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、損害保険料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金及び補助金
		市町村	1,000千円を上限とし、知事が必要と認めた額	3 / 4	
(5) 介護人材バンク事業	職業安定法第29条に基づく無料職業紹介事業を介護分野において実施する事業（委託により実施する場合を含む。）	市町村	5,000千円を上限とし、知事が必要と認めた額	3 / 4	報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費、消耗品費、燃料費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、損害保険料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金及び補助金

(6) 介護人材キャリアアップ研修支援事業	ア 介護職員の知識・技能の向上やキャリアアップ等を図るために実施する以下の研修(自施設等の職員のみを対象とした研修は除く。) ① 介護施設・事業所の形態やサービス利用者の実態等に応じた介護職員研修 ② 地域の社会福祉協議会や事業者団体等がキャリアパス、スキルアップ等を目的に実施する研修 ③ 複数の介護施設・事業所が、地域やサービス種別ごとに連携し、合同で実施する研修	介護福祉士養成施設、社会福祉協議会等の知事が適当と認めた法人・団体	1, 000千円を上限とし、知事が必要と認めた額	10 / 10	報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費、消耗品費、燃料費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、損害保険料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金及び補助金
		市町村		3 / 4	
	イ 喀痰吸引等研修(1、2号)の受講料に対し助成を行う事業 ※他の補助制度による助成を受けている場合及び都道府県の委託事業により行われる研修を除く。	市町村	1人あたり70千円 ※補助基準額は、上記の額と受講費用の実費の半額を比べて低い方の額	3 / 4	負担金及び補助金(テキスト教材代及び保険料に対するものを含む。)
(7) アセッサー講習受講支援事業	介護プロフェッショナルキャリア段位制度におけるアセッサー講習の受講支援を行う事業	県内の介護施設・事業所を運営する法人	1人あたり 23, 650円	1 / 2	受講料(テキスト教材代を含む。) ※法人が負担する経費のみ対象

(8) 介護事業所内 保育施設運営支援 事業	介護施設・事業所において保育施設の運営（複数の介護事業者による共同経営を含む。）を行うための経費に対し助成を行う事業 注1）雇用保険法施行規則第116条の規定に基づく両立支援等助成金（事業所内保育施設設置・運営等支援助成金）又は子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定に基づく両立支援事業（企業主導型 保育事業助成金）の支給を受けている介護施設・事業所は対象外とする。 注2）保育施設は、入所者定員5人以下で、保育料として1人あたり平均月額10,000円を徴収している場合とする。	市町村	補助基準額＝ （ア－イ）×2／3 ア 保育士1人あたりの給与総額 ※180,800円×運営月数とする。ただし、24時間保育を行っている保育施設にあっては、23,410円×運営日数を加算する。 イ 保育料収入額 ※アの運営月数（日数）における保育料収入の総額とする。	3／4	負担金及び補助金 （賃金（給与費、法定福利費等）、委託料（給与費に該当する経費）に係るもの）
(9) 介護福祉士実務者研修に係る代替職員の確保事業	介護職員が介護福祉士試験の受験要件となる介護福祉士実務者研修を受講する際に、介護施設・事業所において、研修受講日に代替職員を確保する事業	県内の介護施設・事業所を運営する法人	代替職員1人あたり 日額13,000円 （10日上限とする。） ※新規の代替職員確保が困難である場合は、介護施設・事業所で雇用している非常勤の職員に限り、勤務時間の延長に係る人件費を代替職員の人件費とみなす。	10／10	代替職員の人件費 （給与、通勤手当、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料、労災保険料）

